

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う
 実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
 長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障発0330第16号	障発0330第16号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正障発0329第20号	一部改正障発0329第20号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正障発0930第2号	一部改正障発0930第2号
平成25年9月30日	平成25年9月30日
一部改正障発1226第4号	一部改正障発1226第4号
平成26年12月26日	平成26年12月26日
一部改正障発0331第26号	一部改正障発0331第26号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
一部改正障発0330第12号	一部改正障発0330第12号
平成28年3月30日	平成28年3月30日
一部改正障発0331第17号	一部改正障発0331第17号
平成29年3月31日	平成29年3月31日
一部改正障発0330第5号	一部改正障発0330第5号
平成30年3月30日	平成30年3月30日
一部改正障発0327第31号	一部改正障発0327第31号
平成31年3月27日	平成31年3月27日
一部改正障発0330第3号	一部改正障発0330第3号
令和3年3月30日	令和3年3月30日
<u>一部</u> 改正障発0331第5号	<u>最終</u> 改正障発0331第5号

改正後	現行
<p style="text-align: right;">令和4年3月31日 <u>最終改正障発0802第8号</u> <u>令和4年8月2日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">令和4年3月31日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行</p>

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上の端数処理等について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p>	<p>することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 算定上の端数処理等について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p>

改正後	現行
<p>(削る)</p> <p>ただし、特別地域加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び<u>福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>を算定する場合には、対象となる単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。</p> <p>(例) 児童発達支援センター(難聴児の場合。利用定員が21人以上30人以下で1,191単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の1000分の965 $1,191 \text{ 単位} \times 965 / 1000 = 1,149.315 \rightarrow 1,149 \text{ 単位}$ ・ 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の100分の70 $\ast 1,191 \times 965 / 1000 \times 0.70 = 804.5205$として四捨五入するのではない。 <p>なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理</p>	<p><u>この計算の後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第87号)附則第14条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乘せられる単位数が1単位数に満たない場合は、1単位数に切り上げて算定する。</u></p> <p>ただし、特別地域加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び<u>福祉・介護職員処遇改善特別加算</u>を算定する場合には、対象となる単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。</p> <p>(例) 児童発達支援センター(難聴児の場合。利用定員が21人以上30人以下で1,191単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の1000分の965 $1,191 \text{ 単位} \times 965 / 1000 = 1,149.315 \rightarrow 1,149 \text{ 単位}$ ・ 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の100分の70 $\ast 1,191 \times 965 / 1000 \times 0.70 = 804.5205$として四捨五入するのではない。 <p>なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理</p>

改正後	現行
<p>をした単位数(整数値)である。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(12) 文書の取扱いについて</p> <p>① 電磁的記録について</p> <p>指定事業者及びその従業者(以下この(12)において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>② 電磁的方法について</p> <p>事業者等は、交付、説明、同意等(以下「交付等」という。)について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<p>をした単位数(整数値)である。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(12) 文書の取扱いについて</p> <p>① 電磁的記録について</p> <p>指定事業者及びその従業者(以下この(12)において「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。<u>令和3年7月1日施行予定。</u></p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>② 電磁的方法について</p> <p>事業者等は、交付、説明、同意等(以下「交付等」という。)について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。<u>令和3年7月1日施行予定。</u></p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障障発0325第1号厚生労</p>

改正後	現行
<p>(令和4年7月22日付け障障発0722第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第2の10、11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の11、12及び13の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第4の4、5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p>	<p>働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 通所報酬告示第2の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 通所報酬告示第3の11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 通所報酬告示第4の4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p>

改正後	現行
<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第5の3、4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の10、11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベー</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 入所報酬告示第1の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、第二の2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 入所報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、第二の2の(1)の</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="315 204 1097 236"><u>スアツプ等支援加算</u>については、第二の2の(1)の⑩を準用する。</p> <p data-bbox="203 300 353 331">第四 (略)</p>	<p data-bbox="1243 204 1422 236">⑩を準用する。</p> <p data-bbox="1131 300 1281 331">第四 (略)</p>